

離婚届の書き方とご注意

離婚届

この届と同時に
転居・転入する方は、
新しい住所を記入

使用した印鑑の
捨印。
署名の場合は、
ここにも署名し
てください。

実父母の生存状況
にかかわらず、実父
母の氏名をご記入く
ださい。

未成年の子の親権者を
決めます。氏名でご記
入ください。

※離婚届だけでは子ども
(成年の子どもも含み
ます)の戸籍、氏は変わ
りません。
変更したい場合は、家庭
裁判所の許可等の手続
が必要になりますので、
戸籍届出担当までご
相談ください。(⇒裏面
参照)
小松市役所戸籍届出担当
Tel:0761-24-8066

必ず本人が旧姓で
自筆署名してくだ
さい。
押印は自由です。

受理 年 月 日		発送 年 月 日	
送付 年 月 日		長印	
届書は全国共通			
提出日と提出先の市区町村名を記入			
令和☆年 ☆月 ☆日届出			
石川県小松市長 殿			
婚姻中の氏名で記入			
(よみかた)	夫 すのはら たかゆき	妻 すのはら なぎさ	
氏名	春原 貴之	春原 渚	
生年月日	昭和55年2月1日	昭和52年8月31日	
住所	石川県小松市 〇〇町1番2号	石川県加賀市 △△町34番 □□ハイソ 号301号	
本籍	石川県小松市〇〇町1番	石川県加賀市△△町34番	
婚姻中の本籍	石川県小松市〇〇町1番		
筆頭者の氏名	春原 陽太郎 貴之		
父母の氏名	夫の父 春原 陽太郎	妻の父 夏目 湊	
父母との続柄	母 春原 翠	母 夏目 陽子	
養父			
養母			
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		
離婚の種別	<input type="checkbox"/> 調停		
離婚の種別	<input type="checkbox"/> 審判		
婚姻前の氏に	旧姓で記入		
もどる者の本籍	石川県加賀市△△町34番		
未成年の子の氏名	春原 栞 春原 柊		
同居の期間	平成23年12月から 令和元年6月まで		
別居する前の住所	石川県小松市〇〇町1番		
別居をする前の世帯のおもな仕事と	この欄は、旧姓にもどる方が必ずご記入ください。		
夫妻の職業	★旧姓にもどらない方は、この欄は記入せず別の届出が必要です。		
届出人署名	夫 春原 貴之 (春原) 妻 春原 渚		

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	秋山 実 冬野 雪美 (冬野)
生年月日	昭和42年10月10日 昭和39年12月25日
住所	石川県金沢市 石川県能美市
本籍	石川県金沢市 ##町100番

《協議離婚》は、成年の
証人が2人必要です。
必ず本人が自筆署名し
てください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
 - 面会交流について取決めをしている。
 - まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
 - 養育費の分担について取決めをしている。
 - 取決め方法:(□公正証書 □それ以外)
 - まだ決めていない。

《協議離婚》の場合、該当する
項目に□を記入して下さい。
★取決めをしていない場合でも、
受け付けはできます。

記入の際のご注意

- ✓ 鉛筆及び摩擦等で消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。
- ✓ 印鑑はシャチハタ、スタンプインクを使用しないでください。
- ✓ 氏名は戸籍に記載されている文字で記入してください。
- ✓ 婚姻中の氏を離婚後も名乗りたい方は、別の届出が必要です。.....②

詳しくは裏面をお読みください。

小松市では、届書の提出の際に本人確認ができなかった当事者の方には、郵送で受理したことをお知らせしています。

持参するもの

- 提出に来た人の運転免許証等の顔写真のついた本人確認書類
- 転出証明書(旧住所地から2週間以内に発行されたもの).....①
 - ▶届出と同時に、小松市外から小松市へ転入する場合
- マイナンバーカード(小松市に住所のある方のみ)
 - ▶この届出により氏または住所が変更になる場合、裏書きいたします。

- ▶協議離婚でない場合(調停、審判、和解、認諾、判決等)
 - 謄本(調停調書、審判書、和解調書、認諾調書、判決書等)
 - 確定証明書(審判、判決のみ)

連絡先
(夫)080-XXXX-XXXX
(妻)070-XXXX-XXXX

2人の日中の連絡先を
ご記入ください。

この欄は、旧姓にもどる方が必ずご記入ください。
「もとの戸籍にもどる」…婚姻前の本籍と筆頭者の氏名を記入
「新しい戸籍をつくる」…希望する本籍の地番を正しく記入
(アパート名や部屋番号等は入りません。) ②
★旧姓にもどらない方は、この欄は記入せず別の届出が必要です。

離婚の際に称していた氏を称する届の書き方とご注意

記入例

～離婚届と同時に届出する場合～

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)
令和△△年△△月△△日届出
石川県小松市長殿

受理	年	月	日	発送	年	月	日
提出日と提出先の市区町村名を記入				《現在の氏》で記入 ・離婚届と同時に提出する場合 ⇒婚姻中の氏 ・先に離婚届を提出して婚姻前の氏にもどった場合 ⇒もどった氏			
書類調査	戸籍記載	記載					

本届書中
字削除
字加入
字訂正

春原

(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) すのはら なぎさ 氏 名 春原 渚 昭和52年 8月31日生
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	石川県加賀市△△町34 (番地) 番 号 □□ハイツ301号 (よみかた) なつめ みなと 世帯主の氏名 夏目 湊
(3)	本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) (番地) 番 石川県小松市〇〇町1 筆頭者の氏名 春原 貴之
(4)	(よみかた) 氏 《現在の氏》 春原 《婚姻中の氏》 春原	変更前(現在称している氏) 変更後(離婚の際に称していた氏) すのはら
(5)	離婚年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) (番地) 番 石川県加賀市△△町34 筆頭者の氏名 春原 渚
(7)	その他	《現在の氏名》で自筆署名してください。押印は自由です。
(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	春原 渚 (春原)

離婚した日を記入
※調停、裁判等の離婚は成立日、確定日です。

■ 注意事項

- ・婚姻したときに氏が変わった夫または妻は、離婚によって婚姻前の氏に戻りますが、その人が希望すれば離婚後も婚姻中の氏を使用することが認められています。離婚後も婚姻中の氏を名乗り続けるためにはこの届出が必要です。
- ・この届出は離婚日から3か月以内であれば、届出できます。

- ・離婚後3か月を経過した場合
- ・この届出をした後、婚姻前の氏に戻りたい場合

上記の場合、家庭裁判所の許可を得て「氏の変更届」が必要になります。

■ 離婚後の子どもの戸籍(氏)について

父母の離婚等により母(または父)と別戸籍(氏)になった子どもを、母(または父)と同じ戸籍(氏)にしたい場合は、家庭裁判所の許可を得たうえで入籍届が必要になります。

この手続きは離婚後の戸籍謄本等が必要なため、離婚届と同時にできません。

